慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | ジャン・ボダンの国家及び主権理論と「ユース・ゲンティウム」観念（一）：国際法学における「主権国家」観念成立史研究序説 |
| Sub Title | Jean Bodin : his theories of sovereignty, state and "jus gentium" (1) |
| Author | 明石, 欽司(Akashi, Kinji) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2012 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.11 (2012. 11) ,p.1- 30 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121128-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ジャン・ボダンの国家及び主権理論と「ユース・ゲンティウム」観念（一）

## ――国際法学における「主権国家」観念成立史研究序説――

明石欽司

序論
第一章　ボダンの国家・主権理論と『国家論』における「国際関係」・「国際法」の位置付け
第一節　国家理論
㈠　「国家」の定義
㈡　国家の構成単位としての「家」
㈢　国家像
第二節　主権理論：「主権」の定義と主権者の属性
㈠　「主権」の定義と「絶対性」
㈡　主権者の属性
第三節　『国家論』における「国際関係」・「国際法」の位置付け（以上、本号）
第二章　主権者間の関係を規律する法規範の存在可能性と「国際法的規範」
第一節　主権（者）に対する制約と主権の絶対性
㈠　主権（者）に対する制約
㈡　主権の絶対性との矛盾解消の論理
第二節　主権者間の関係を規律する法規範の存在可能性
第三節　「国際法的規範」
㈠　「国際法的規範」への言及
㈡　「国際法的規範」を巡る議論の特色
㈢　「国際法的規範」の評価
第三章　ボダンのユース・ゲンティウム（*jus gentium*: le droit des gens）観念

第一節　ボダンの法観念
㈠　「法」の定義と分類
㈡　法の階層性の認識と主権者の立法権
第二節　ボダンのユース・ゲンティウム観念
㈠　『分類』におけるユース・ゲンティウム
㈡　『方法』及び『国家論』におけるユース・ゲンティウムへの言及
㈢　ボダンのユース・ゲンティウム観念の評価：多面性と予定調和
結論（以上、八五巻十二号）

## 序論

「国際法学にとって『主権』とは何か？」この茫漠たる疑問が本稿執筆の動機である。そして、その解答を探求するための第一歩として、本稿では、一六世紀のフランスの法律家・政治家であり、政治思想家であるジャン・ボダン（Jean Bodin: 1530–1596）[1]の国家・主権理論と近代国際法の関係についての考察が行われる。

周知の如く、近代的「主権」観念の歴史において最重要であり、かつその原点と位置付けられてきた著作が、ボダンの『国家論六篇』（*Les six livres de la République: De republica libri sex*）[2]（以下、『国家論』とする。）である。[3]同書は、一五七六年の公刊以来、長きにわたり学問的考察の対象とされてきたが、[4]それは主として政治学に関わる分野において行われてきたものであった。[5]

しかし、主権を有するとされる国家が近代国際法学の理論形成において中核的存在とされてきたという事実を勘案するならば、近代主権理論の原点とされるボダンの国家及び主権に関する理論を近代国際法との関連の中で評価することは、近代国際法史研究にとっての必須の前提的作業であると判断される。そして、（そのような判断に立つものであるか否かは不明であるとしても）ボダンと近代国際法との関係を主題とする或る程度の先行研究は存在している。[6]また、直接的に近代国際法に結び付けるものではないが、国際法史における重要な研究対象とボ

ダンとの関連を論ずる先行研究も存在している。[7]

更に、諸々の国際法史概説書において、ボダンに対しては一定の言及がなされることが多い。例えば、現在においても最も標準的な国際法史概説書であると判断されるヌスバオムの著作では、「ボダンの主権理論並びに彼の支配者の分類は、国際法の学説に影響をもたらす運命にあった」のであり、「実際に、支配者の主権という思考は、国際法の世俗的構造の基礎となった」[8]ことが指摘され、ボダンの主権理論が国際法学においても重要である旨の見解が提示されている。同様に、ツィーグラーは、（マキャヴェッリと共に）ボダンを「偉大な国家思想家として、国際法の簡略な歴史においてさえ欠けてはならない」とした上で、ボダンが「最高の暴力の担い手を、国内的領域のみならず国際関係においても法の制約の下に置いた」[9]と評価している。また、ルーロフセンは、ボダンにより定義された「主権」観念が概ね一六四八年以降の「通常の」国際法主体である「主権国家」の特徴であり、そこにおいて「国家と国際法の結合」がなされているとしている。[10]そして、以上のものに比較して、特にボダンへの言及が多く見られるものが、グレーヴェの概説書である。同書では、ボダンの主権・国家理論へのかなりの言及[11]が行われると同時に、個別の国際法規範とボダンの理論の関わり[12]にも触れられているのである。また、その他の国際法史概説書においてもボダンへの一定程度の言及は見られる。[13]（勿論、このようなボダンへの一定の評価を共有しない国際法史概説書も存在し、[14]そもそも、ボダンへの言及が一切見られないものもある。[15]）

しかしながら、例えば、ヌスバオムが述べているような「支配者の主権」を「国際法の世俗的構造の基礎」とする思考は「主権を有する国家（＝主権国家）間の関係を規律する法規範としての国際法」という近代国際法の観念には直結するものではないし、そもそもボダンが提示した主権観念の詳細な検討や彼が言及している国際法に関連すると思われる規範（本稿ではこのような規範を「国際法的規範」とする。）が近代国際法に直接関係するものであるか否かの検討をヌスバオムは行っていない。総じて言うならば、ボダンの主権理論と国際法の関係を扱

う先行研究や国際法史概説書は、両者をあまりに短絡的に結び付けているように思われるのである。

本稿で試みられることは、これまでのボダンと近代国際法の関係を扱う先行研究において行われることがなかったと思われる彼の主権観念と近代国際法における主権観念の相異（の有無）についての検討を通じて、主権と国際法の関係を巡る考察のための基本的視座を得ることである。そのために、以下では先ず、ボダンの著作中の記述を基に、彼の国家及び主権に関する理論の特色を描き出し（第一章）、続いて、主権者間の関係を規律する法規範が彼の国家及び主権理論に内在する可能性を検討しながら、彼の論述中に登場する「国際法的規範」についての考察を行う（第二章）。その上で、ボダンの「ユース・ゲンティウム」観念について論ずることとする（第三章）。

尚、本論に進む前に、次の六点について予め注意しておきたい。

第一に、訳語としての「国際法」の使用方法を巡る問題点である。ボダンの著作中に登場する「国際法」に該当する言葉は“*jus gentium*”及び“le droit des gens”である。これら二つの言葉は、「万民法」や「ユース・ゲンティウム」とする方が適切である場合もあるが、そのように表現すること自体が、ボダンの著作におけるそれらの言葉が「（近代）国際法」を意味しないことを含意することになり得る。それと同様に、「国際法」とすることは、ボダンが近代国際法の観念を有したというような予断を与えるであろう。そこで、ボダンの著作からの引用とそれに関わる文脈においては、（仏語版からの引用であっても）「ユース・ゲンティウム」とし、それ以外の文脈においては「国際法」と表記することとした。勿論、これは飽くまでも便宜的な措置であって、ボダンの“*jus gentium*”及び“le droit des gens”が如何なる意味内容を有するものであるのかは、本稿の「結論」で最終的に示されるべきことである。

第二に、（第一点と同様に訳語の問題であるが）「法」及び「法律」という言葉の使用方法を巡る問題点である。

後述（第三章第一節㈠）の如く、ボダンは「法」（*jus*: droit）と「法律」（*lex*: loi）を定義上は区別している。ところが、そのような区別は貫徹されていないように思われる。更に、例えば、「自然法」に関して、“*jus naturale*”及び“droit naturel”を「自然法」とし、“*lex naturalis*”及び“loi naturelle”を「自然（的）法律」とする訳し分けを貫徹することは、本稿の論理を追う上でむしろ障害となる場合があるように思われる。そこで、本稿では、「法」及び「法律」に関する議論において、厳密に訳し分けることをせず、必要に応じて原語を付すこととした。[16]

第三に、「対外的権能」や「対外的関係」という表現についてである。ボダンが『国家論』を執筆した一六世紀中葉の欧州の情況を勘案するならば、例えば、「主権者の対内的権能」や「君主の対外的関係」と表現することは必ずしも適切ではない。なぜならば、その当時の欧州において、「内」と「外」を区分する基準となる近代的な「（国家）領域」の観念は依然として未確立であったからである。[17]それでも、本稿では、記述を簡便にするために「対外的」という言葉を括弧付きで便宜的に使用することとする。「国際関係」も同様である。

第四に、『国家論』の仏語版とラテン語版の存在に関わる問題点である。同書の仏語初版は一五七六年に、また、ボダン自身の手によるそのラテン語初版は一五八六年に各々上梓されている。ところが、両版を比較すると、かなりの相異点が存在することが理解される。[18]そこで、本稿では仏語版を主たる考察対象としつつも、ラテン語版も適宜参照することとした。[19]それは、先行して公刊された仏語版の方が、ボダンの本来の思考がより強く反映されていると推測されるからである。[20]

第五に、本稿において考察対象とされるボダンの著作は主として『国家論』であるが、それに加えて、次の二著作にも適宜考察を加える。一つは、『歴史の簡便な認識のための方法』[21]（以下、『方法』とする。）であり、他は『法全般の分類』[22]（以下、『分類』とする。）である。その理由は、次の通りである。先ず、『方法』については、一五六六年に発表された同書が「歴史の精華を収拾し、最も美味なる果実を収穫するための至当の方法」[23]について

論ずることを目的とした、いわば歴史哲学を主題としつつも、国家理論にも深く関連しているという特色を有するからである。（特に、「国家の形態について」（*De statu Rerum publicarum*）と題された第六章は、一〇章で構成されている同書の本文三九四頁中、一五〇頁余（一五四―三一〇頁）を占めているが、その内容は「第六章はあたかも『国家論』の序論または梗概」[24]とも評されるものとなっている。[25]）また、『分類』については、同書がボダンの法学的著作として重要なものであり、特に、本稿第三章において参照されるべきものと考えられるからである。

最後に、引用文中の綴り字には現在の正字法と異なるものや、同一の語であっても登場する箇所により綴り字が異なるものがあるが、それらは全て原文に従っている点にも注意を喚起しておきたい。

# 第一章　ボダンの国家・主権理論と『国家論』における「国際関係」・「国際法」の位置付け

## 第一節　国家理論

### ㈠　「国家」の定義

ボダンは『国家論』冒頭において「国家」の定義を示している。即ち、仏語版においては「国家とは、複数の家についての、そしてそれらに共通なものについての、主権的権力を伴う、正しき統治である」[26]とされ、ラテン語版では「国家とは、最高支配権及び理性により指導される、諸々の家及びそれらに共通なものの集合体である」[27]とされている。

「国家」についてのこれら二つの定義は本質的に相異なるものである点が理解される。即ち、仏語版において国家は「統治」（gouvernement）であるとされているのに対して、ラテン語版においては「集合体」（*multitudo*）

とされており、前者では統治という行為が国家であるとされ、後者では集合体という存在が国家であるとされているのである。[28]

しかしながら、これら『国家論』における「国家」の定義よりも、より明白にボダンの国家観を示していると思われるものが、『方法』において提示された次の定義である。

「国家とは、一つの且つ同一の支配権に従属する、諸々の家または団体の集合体以外のなにものでもない。[29]」

先述の『国家論』における国家の定義とこの一文に示された定義との間では、二つの重要な相異点が看取される。第一に、前者においては「正しき統治」や「理性による指導」といった、統治の「正しさ」(乃至は或る種の「倫理性」)が定義に含まれているのに対して、後者ではそのようなものが含まれていない点である。前者では国家に一定の価値が内在している(そして、その意味において国家には内在的制約が課されている)のに対して、後者は「主権の下の集合体」という形式のみが問題とされているのである。第二に、後者においては国家における支配権が「一つの且つ同一の支配権」であることが明示されている点である。このことは、主権の不可分性(単一性)を示していると同時に、主権者対従属者という近代的な二項対立的構造による国家の理解をも示しているものと解されるのである。(尚、本稿では、ラテン語の“*summa potestas*”が「最高支配権」、“*imperium*”が「支配権」と訳出されている。その理由は、次節で確認されるように、ボダンは「主権」の定義において『国家論』の仏語版で“souveraineté”を、ラテン語版で“*maiestas*”を各々使用しているため、[30]“*summa potestas*”・“*imperium*”・“*maiestas*”を訳し分ける必要があると判断されるためである。[31])

これらの相異点について、『方法』に即して解釈するならば、国家それ自体に対して何らの価値観や倫理性も

求めることのない、主権者と国民（臣民）という関係のみから成立する国家こそがボダンが構想する国家であることになる。ところが、『国家論』においては、市民（citoyens）を（僧侶・貴族・平民という）三身分に区分することがほぼ欧州全般に見られるとの指摘がなされている[32]。また、「君主（Monarque）の主権は諸身分の存在により変更されたり、縮減されたりすることはない」[33]とも述べられ、あるいはフランスの三身分への言及[34]も見られる。これらのことから、ボダンの思考においては、封建的身分制の存在が当然のこととされており、主権者と臣民という関係のみならず、臣民の中に（封建的）階層秩序内の関係も包摂されているものと解されるのである。また、『方法』においては、フランスにおける統治形態の変遷について論じられる箇所[35]はあるものの、ボダンの執筆当時の統治形態それ自体が反映されたような記述は見出されないように思われる。この点において『国家論』に現れる国家像と『方法』におけるそれとの間には乖離が存在する。その乖離が意味する事柄は、『国家論』（一五七六年）に先行して発表された『方法』（一五六六年）の方がより近代的であると思われる国家像を内包しているという一種の退行現象の発生であり、それはまた『国家論』においてなされたといわれてきた主権理論の確立が近代的主権国家理論の確立そのものではないことを示しているのである。そして、このことは更に、ボダンの国家理論における国家の構成単位についての論述にも現れている。それは、前述の「国家」の定義に登場する「家」の問題点である。

### (二) 国家の構成単位としての「家」

ボダンによれば、「家」（mesnage）とは「家長への服従の下での、複数の臣民についての、そしてそれらの者に固有の物事についての、正しき統治」[36]である。また、「家」の構成員である「家族」（famille）は、「国家全体の真の淵源であり、起源である」[37]とされている[38]。このように表現された「家」や「家族」について、次の諸点が

重要であるように思われる。

先ず、『国家論』仏語版では「家」と「家族」が使用されているが、ラテン語版において各々に該当する部分では共に「家」(*familia*)[39]が使用されていることから、「家」と「家族」は実質的に同一のものと観念されているものと解される。(同様に、国家の定義への二つの言及箇所[40]においては、“mesnages”と“familles”が互換的に用いられている。)つまり、(「家族」から成る)「家」は、「国家の真の淵源」であり、その意味において、国家の基本的構成単位なのである。(『方法』においても、「住居」(*domus*)から始まる人間の結合が国家に至るという説明が示されている。[41])

次に、このような「家」の観念は、ボダンの国家像それ自体に対して、強い影響を及ぼしているものと解される。なぜならば、この「家」の定義は『国家論』第一篇第二章冒頭において示されているが、これは同書第一篇第一章冒頭における前述の「国家」の定義とかなり類似したものであって、「家」と「国家」が、そして「家長」と「主権的権力」が、各々対応する関係にあるからである。(同書の他の箇所でもこのような対応関係が示されている。[42])つまり、ボダンは「国家」を「家族」や「家」の制度から類推して構想していると解されるのである。[43](そして、実際に、家長が彼の家において主権者である旨も論じられ[44]、更に、「よく運営されている家は国家の真の似姿(image)」であり、「家の権力は主権的権力に類似し」、「家(maison)の正しき統治は国家の統治の真の見本(modelle)」[45]であるとも述べられている。[46])

更に、「家長」と「主権的権力」が対応していることから、ボダンの思考においては、抽象的な「権力」と権力を実際に担う者が厳格には区分されていないことも看取される。

最後に、このように国家理論において「家」が国家構成単位とされていることから、個人を構成単位とする国家像には、ボダンは行き着いていないことも指摘されるべきであろう。

### ㈢　国家像

以上に示された事柄を整合的なものとして解釈するためには、ボダンが『国家論』において描こうとした国家像は次のようなものであったと理解されなければならないことになる。即ち、一方において、主権者の下に被治者を臣民として一元的に捉えつつ、他方において、現実に存在する諸身分をも包摂していることから、封建的国家像と近代的国家像の折衷的な（あるいは過渡的な）ものである。そしてそれは、（抽象的な「権力」と権力の現実的担い手が厳格には区分されていないことから）君主が、主権的権力を有しつつ、家長のような存在と観念される、「家産国家」（Patrimonialstaat）的国家像であると言えよう。

尚、以上のような国家像は飽くまでもボダンが提示する国家の基本構造から導出されるものであるが、彼の考察は国家の統治形態にも及んでいる点は注意を要する。特に、『国家論』第二篇では、国家の種類の説明が示された後に、主権の所在を基準として王政国家（monarchie royale）・僭主政国家（monarchie tyrannique）・貴族政国家（estat aristocratique）・民衆政国家（estat populaire）といった国家の諸形態についての考察が行われている。また、ボダンの国家論は国家の成立・拡大から衰退・消滅といった点にも及んでいる。[47] つまり、彼は国家の動態的側面（変化）にも目を向けているのである。[48]（そして、このことは「『国家論』の序論または梗概」[49]とも評される『方法』においても同様であり、同書の第六章では国家統治の形態とその変化についての叙述が行われている。）

## 第二節　主権理論：「主権」の定義と主権者の属性

### ㈠　「主権」の定義と「絶対性」

ボダンの主権理論の主要部分は『国家論』第一篇の第八章（「主権について」）及び第一〇章（「主権の真の属性（marques）について」）において展開されている。そして、「主権」の定義に該当するのは第八章冒頭の記述であ

る。即ち、仏語版では「主権」(souveraineté)とは「一国の絶対且つ永遠の権能」[50]であるとされ、また、ラテン語版では「主権」(*maiestas*)[51]とは「法により制約されない、市民及び臣民に対する最高の権力」[52]であるとされている。[53]

ここでも、仏羅両版間での相異が存在しているが、両版からは、主権には「絶対性」・「永遠性」・「最高性」という三つの特性が存在していることになる。(英訳版では「主権(Maiestie or Soveraigntie)とは、一国(a Commonweale)内の市民及び臣民に対する最高、絶対及び永遠の権能(the most high, absolute, and perpetuall power)」[54]とされており、仏羅両版を合体させたような訳文となっている。[55])これら三つの特性の相互関係をボダンはどのように理解していたのであろうか。

先ず、「永遠性」と「絶対性」の関係については、次の一節に示唆されている。

> 「私は、この[主権的]権力が永遠であると述べた。その理由は、人々が一または複数の者に絶対的権力を一定期間与えることが可能となると、その期間が終了すれば、彼らはもはや臣民ではないからである。[56]」

社会契約論的思考に馴染んだ者にとっては、絶対的権力を付与する期間を限定することも理論的には可能であるようにも思われることから、この一節は必ずしも説得的ではない。(但し、ボダンの主権・国家理論を社会契約論的観点から解釈することは本質的に誤りであろう。[57])それでも、主権が永遠のものでなければその絶対性が担保されない旨がこの一節の意味することであると解され、そこではボダン自身の思考において両者が強く結びついていることが看取される。そこで、仏羅両版間の相異として重要な問題は絶対性(即ち、永遠性)と最高性の関係であることになる。最高性の観念は同種の他のものとの比較の中で最上位に置かれるという点において最高である

との意味（相対的最高性）も有し得るのであり、国家支配の構造が階層的であることをも想像させるのに対して、絶対性の観念には定義上そのような相対性は存在しないものと解され得るからである。

このことに関しては、前節で確認されたボダンの国家像が封建的諸身分の存在をも包摂するものであるために、相対的関係における最上位という意味での最高性を彼が意図していたとすることに有利な推定が働くことになる。また、「他者の命令（commandements）に何ら従属しない」者が主権者である旨[58]の、そして「他者の法律、権限（ressort）及び命令により義務付けられる」者は主権者ではない旨[59]の主張も、他者との比較という相対的関係の中で主権の保持者が最高位にあるという意味で最高であるとボダンが認識していたことを示しているものと解される。

結局、相対的に最高性を有するにせよ、それゆえに他者の命令を受けることがないことによってその者の意思が貫徹されるという意味において主権者の意思は絶対的であると解することがボダンの理解に合致するものと思われる。そして、そのように主権の最高性と絶対性の関係を解釈することにより、仏羅両版間の主権の定義の相異が実質的に解消されることになるのである。

以上のことから、ボダンが提示している主権の絶対性・永遠性・最高性という三つの特性は、彼の認識においては相互に結び付いていると解されるのである[60]。そこで、以下本稿においては、主権の絶対性が永遠性と最高性をも意味するとの前提で議論を進めることとしたい。

それでは、主権の絶対性とは具体的にどのように表現されるのであろうか。この点が最も端的に表されていると思われるのが、「絶対的権力」（puissance absolue）について説明されている次の一節である。

「国家の人民や領主たちは、主権的で永遠の権力を或る者に与えることができる。その者は、財産・人格・全ての身

分を任意に処分し、それをその者が望む者に授与することができる。」[61]

このように、主権者は自らの臣民に対して絶対的権力を有する。そしてそれは法律（loi）[62]を巡っても同様の帰結をもたらす。即ち、ボダンは、「ときには市民法（la loy civile）が良く、正しく、理性的であることもあるが、それでも君主は少しでもそれに服従してはならない」[63]とすると共に、「名誉や正義の名に隠れて自らの君主の法律に違反することは、臣民にとって合法的（licite）ではない」[64]としている。つまり、主権者は自らが制定した法律に拘束されることなく、臣民は理由の如何を問わず、法律に違反することは認められないのである。（また、このことから、臣民は君主に対する一切の抵抗権を否定されており、主権者は自己の臣民からは何らの制約も受けないという意味においても絶対性が認められているものと解される。）

## (二) 主権者の属性

それでは、以上のように定義された「主権」とは、具体的にどのような権能を含むのであろうか。その問題について論じられているのが『国家論』第一篇第一〇章（「主権の真の属性について」（Des vrayes marques de Souveraineté: *Quae propria sint iura maiestatis*））である。同章冒頭では、「神を除いて、地上において主権的君主（Princes souverains）より偉大なものは存在しないのであるから、そして、それらの者は他の人間に命令を与えるために神により神の代理人（lieutenans）とされたのであるから、完全な従属において彼らの主（maiesté）を敬い、尊ぶために、また、完全な名誉において彼らについて理解し、論ずるために、それらの者の特性（qualité）について注意を払う必要がある」[65]とされている。[66]そして、それら主権的君主の「臣民とは全く共通しない」[67]属性（marque: *caput*）が五つ挙げられ、各々について論じられている。それらの属性は次の通りである。

「第一の主権的君主の属性」は、「全ての者に一般的に、そして個々人に対して個別的に、法律（loy）を与える権能である」[68]とされる。「第二の君主（majesté）の属性」については、「主権に基づく諸権利（les droits de souveraineté）に含まれる」ものとしての、「戦争を命じ、講和を行うこと」[69]（décerner la guerre, ou traicter la paix）が挙げられる。そして、第三に「主要な役人（officiers）を選任すること」[70]、第四に「最終審裁判」[72]（le dernier ressort）であること[71]、そして、五番目に挙げられているものが「恩赦を与えること」（*ottroyer grace*）である。

これら五つの属性に加えて、「臣下の忠誠及び臣従の礼」（la foy et hommage lige）を受けること[73]、「貨幣鋳造権」（le droit de moneage）[74]、度量衡（la mesure, et les poids）の制定権[75]、課税権（le droit de mettre sur les subiects tailles et imposts）[76]も挙げられている[77]。しかし、これらについては、立法権者としての主権者に属する権利であるとみなされており、その意味においては前述の五つの属性とは異なる地位が与えられていると考えるべきである[78]。（尚、貨幣鋳造権以下のものについては、仏羅両版間で（更には、両版と英訳版との間でも）扱い方に相異があることにも考慮が払われなければならない[79]。）

さて、以上の事柄から、本稿の問題関心との関連において確認されるべきことは、次の三点である。

第一に、主権の属性としての立法権の重要性であり、それは次のようなボダンの記述に示されている。そもそも、前述の「第一の主権的君主の属性」について、『国家論』ラテン語版では「この主権の第一の及び主たる属性は市民一般にそして個々に法律を与え得ることである」[80]とされており、立法権の最重要性が仏語版におけるよりも強調されている[81]。また、「主権的君主（la maiesté souveraine）の、そして、絶対的権力（puissance absolue）の主要な点は、主として臣民一般に対して彼らの同意なく法律を与えることにある」[82]とされるなど、主権と立法

権の結び付きの強さは繰り返し論じられている。[83]（立法権を主権的君主の第一の属性とすることの理論的帰結として、君主は自己が制定した法律に拘束されないことになるが、実際にボダンはそのような議論を展開している。[84]）逆に、他者により定立された法律に拘束される者は主権者ではないのである。[85]

第二に、主権者の属性として挙げられた諸権能の中で、直接的に主権者間の関係に関わるのは、第二の和戦の決定に関する権能のみである点である。（このことは、次節において確認される『国家論』において主権者間の関係に関わる問題にボダンが示した関心の低さを傍証するものと言えよう。[86]）

第三に、ボダンの国家・主権理論における「主権」と「主権者」の混同という点である。ボダンは、「主権」の定義（『国家論』第一篇第八章）を行った上で、「主権の真の属性について」と題された章（同第九章）を設けている。しかし、この表題にも拘らず、同章で列挙されているのは、「主権的君主の属性」なのである。

## 第三節　『国家論』における「国際関係」・「国際法」の位置付け

前節で確認された主権の「絶対性」を前提とするならば、主権者間に何らかの規範が存在し得るとしても、それは（当該規範の名宛人である）主権者により任意に改廃され得ることになる。そうであるとするならば、主権者間に法が存在するという状態を、ボダンの国家・主権理論の枠組みの中で構想することは困難であることとなる。また、ボダンが提示した国家・主権理論は、多くの研究者が指摘するように、母国が国難に直面する中で、[87]王権による国家統合の擁護を意図するものであったと解される。[88]そして、実際にボダンは『国家論』において、王政（Monarchie）の利点を挙げ、[89]更に貴族政（Aristocratie）及び民衆政（Democratie）との比較の後に「正しい王政が最も優れている」[90]とまで述べている。このような事情を勘案するならば、同書の中心的課題は、君主の統一的な国家統治権力の確立（封建的諸身分の特権の剝奪）のための論理構築であって、他の君主（乃至は政治勢力）と

の関係における君主の権能についての考察は第二義的なものとされることは自然であろう。その結果として、「国際法」はおろか、「国際関係」ですらもボダンの理論の中では重要性を有しないであろうことは、容易に推測される。[91] そして、このことは次の事実により確認されるのである。

先ず、「国際関係」の位置付けについてであるが、『国家論』において主権者間の関係が中心的検討課題ではないという結論は、少なくとも次の二点から導出され得る。第一に、『国家論』中で主権者の「対外的」活動に直接的に関わる議論に割かれている紙幅である。そのような側面は主として同書第五篇第六章（「君主間の同盟及び条約の保全について」（De la seureté des alliances et traictés entre les Princes））において論じられているが、[92] その分量は仏語版で一〇〇〇頁を超える著作全体の中で、五〇頁強を占めるに過ぎない。[93] 第二に、前節において確認されたように、『国家論』においてボダンが列挙する主権的君主の諸属性の中で、直接的に他の君主（乃至は政治勢力）との関係に関わるのは、和戦の決定に関する権能のみである点である。

次に、「国際法」の位置付けについてである。（先に触れられたように）ボダンは君主（主権者）間の関係を『国家論』第五篇第六章で扱っており、同章で主たる論述対象とされているのは「同盟」や「中立」である。そこでは、同盟や中立に関する多数の先例が挙げられている（この先例の多数の援用・列挙は同書の他の章においても同様に看取される特色である。）が、ボダンが行っていることは、例えば、必要とされるときに同盟者（adherans）を見捨てることは「極めて奇怪なこと」（chose bien plus estrange）であると判じ、[94] あるいは、中立に留まることの得失を考察し、[95] 更には、同盟者の信義（foy）について論ずる等々である。[96] つまり、政策的な観点や名誉のような内心の問題と関わる観点からの議論が中心であって、法的議論ではない。つまり、『国家論』において「国際法」も中心的検討課題ではないのである。（そもそも、ボダンは「正確に言うならば、或る君主の偉大さとは、彼の隣人達の破壊または縮減に他ならず、彼の力とは、他者の脆弱さ以外のなにものでもない」[97] としており、このような「対外

関係」観の下では、「対外関係」を法的に規律するという発想は薄弱であることとなろう。）

勿論、君主（主権者）間に発生する何らかの法的問題への言及が全くなされていないということではない。例えば、オーストリアとハンガリーの保護関係を巡る条約の批准について、それが「法と理性に反して、武力により」(contre droit et raison, et par force) なされたものとの指摘[98]は存在している。しかし、これは、「法」という言葉は使用されているものの、具体的な規範の確定とその解釈・適用、あるいは「法」観念の体系的叙述といった「法的議論」を展開するものではないのである。

以上のように、ボダンの主たる関心は君主（主権者）間の関係やその法的規律には向けられていない。そうであるにも拘らず、（本稿「序論」において確認されたように）ボダンの理論を国際法史の文脈において評価する概説書や先行研究が存在している。そのような評価はどのようにして可能となるのであろうか。この疑問に答えるために、次章では、ボダンの論述から主権者間の関係を規律する法規範の存在が導き出され得るのかという観点からの考察を行うこととしたい。

（1） ボダンの経歴及び著作に関しては、主として次の文献を参照した。J. Chauvire, *Jean Bodin : Auteur de la République* (Paris, 1914) (reprint : Slatkine Reprints, Genève, 1969); H. Baudrillart, *J. Bodin et son temps : Tableau des théories politiques et des idées économiques au seizième siècle* (Paris, 1853) (reprint : Scientia Verlag, Aalen, 1964), pp.111-221; R.Crahay/M.-Th. Isaac/M.-Th. Lengerv (avec la collaboration de R. Plisnier), *Bibliographie critique des éditions anciennes de Jean Bodin* (Académie Royale de Belgique, Gembloux, 1992).

（2） 本稿執筆に際して使用したのは、一五八三年の仏語（パリ）版のリプリント版（J. Bodin, *Les six livres de la République* (1583) (Scientia Verlag, Aalen, 1961)）と一五八六年のラテン語版（I. Bodinus, *De republica libri sex* (1586)）である。（以下、註においては各々 "*De la République*"・"*De republica*" とする。また、引用・参照箇所につ

いては、篇（Livre: *Liber*）・章（Chapitre: *Caput*）・頁を示すために、例えば、“*De la République*, I, i, 1.” のように表記する。）尚、仏語版の対照用として次のものを参照した。J. Bodin, *Les six livres de la République*, I–VI (Corpus des œuvres de philosophie en langue française) (1986). また、訳出の際には、次の英訳版も参照した。J. Bodin (edited with an introduction by K. D. McRae), *The Six Bookes of a Commonweale* (Cambridge, 1962)（以下、註においては “*Commonweale*” とする。）.

（3） 例えば、「主権の本質に関する最初の体系的論述はジャン・ボダンによりなされた」（C. E. Merriam, Jr., *History of the Theory of Sovereignty since Rousseau* (Union, N.J., 1999), p.13.）とされ、また、ホッブズと共にボダンが主権観念についての「最初の近代的表現者（modern articulators）」（D. Philpott, “Sovereignty”; in G. Klosko (ed.), *The Oxford Handbook of the History of Political Philosophy* (Oxford, 2011), p.562.）とされている。福田は、「ヨーロッパで政治を論ずる語彙のうち、大部分は古典古代において作られていたが、主権は国家つまり polis、civitas に対する stato、État、state、Staat に次いで現われた新しい言葉」であるとし、ボダンにより主権という概念が用いられたことの重要性を強調している。福田歓一『政治学史』（東京大学出版会、一九八五年）二六六頁。更に、佐々木は「ボダンの国家哲学は主権とそれに基づく国家形態論に関する限り、その革新性と論理的一貫性とを誇り得るものであった」とする。佐々木毅『主権・抵抗権・寛容―ジャン・ボダンの国家哲学―』（岩波書店、一九七三年）一一四頁。

尚、ボダン自身も「ここで主権の定義を行うことが必要であるのは、これまでにそれを行った法律家も、政治哲学者も存在していないからである」としている。*De la République*, I, viii, 122.

但し、以上のことは、ボダンが主権の理論史において最初に登場する人物であることを意味するのではない。ボダンに先行する主権類似の観念については、次の文献を見よ。J. Bartelson, *A Genealogy of Sovereignty* (Cambridge/New York, 1995), pp.88–136; Fr. A. Freiherr von der Heyde, *Die Geburtsstunde des souveränen Staates* (Regensburg, 1952).

（4） 『国家論』の普及はかなりの速さで進み、一五八〇年までにはイングランドの政治関係者の間でも引用されたという。Baudrillart, *op.cit.*, pp.128–129. 但し、（後註(88)で触れられているように）『国家論』の執筆はフランスにおける王権の強化と国家統合の促進を意図したものであったために、全く異なる国制を有した神聖ローマ帝国内ではボダ

ンの主権理論の浸透は比較的遅かったように思われる。(この点については、拙著『ウェストファリア条約—その実像と神話—』(慶應義塾大学出版会、二〇〇九年)一二七—一二八頁を見よ。)

(5) 例えば、次の文献において示されているボダンを論じた一七〇以上の論考の一覧表を見よ。S. Goyard-Fabre, *Jean Bodin et le droit de la République* (Paris, 1989), pp.296-302.

(6) ボダンと国際法の関連性について国際法学的観点から専門的に考察した先行研究としては、少なくとも次の五編が挙げられ得る。

A. Gardot, "Jean Bodin, sa place parmi les fondateurs du droit international", *Recueil des Cours de l'Académie de Droit International de La Haye*, vol.50 (1934): K. Buddeberg, "Souveränität und Völkerrecht bei Jean Bodin", *Archiv des öffentlichen Rechts*, N.F. Bd.32 (1941), S.193-226: J. Basdevant, "Contribution du Jean Bodin à la formation du droit international moderne", *Revue historique du droit français et étranger*, série 4, no.23 (1944), pp.143-178: H. Legohérel, "Jean Bodin et l'Europe de son temps", *Journal of the History of International Law*, vol.1 (1999), pp.38-47: St. Beaulac, "The Social Power of Bodin's 'Sovereignty' and International Law", *Melbourne Journal of International Law*, vol.4 (2003), pp.1-28.(コのボーラックの論考は後に加筆・修正の上で次の文献の第六章を構成することになる。*Idem*, *The Power of Language in the Making of International Law* (Leiden/Boston, 2004), pp.101-125.)

尚、以上の文献中のバデヴァンの著作の書誌データに関して付言しておくべき事柄がある。通常この文献は掲載雑誌の通巻番号が付されることのないまま、発行年(一九四四年)のみが付されるだけで引用されている。(若干の例として、次の文献を見よ。佐々木、前掲書、二七九頁、註(27):Legohérel, *op.cit.*, p.41, n.7.)実際に筆者が活用したこの文献は、早稲田大学図書館所蔵のものであり、それは一九四四年発行(通巻第二二巻)とされている。ところが、この雑誌に関して参照可能なものとしては、一九八五年に復刻された版(Librarie de la Société du Recueil Sirey (Paris))が存在しているが、この復刻版では一九四三年(第二二巻)の次に一九四五年(第二三巻)が収められており、一九四四年には発行されなかったことになっている。原本では、一九四三・一九四四年に発行された巻が共に第二二巻とされており、このために、復刻版発行の際に一九四四年発行分が見落とされたものと考えられる。

何れにしろ、第二次大戦末期、しかも「パリ解放」（一九四四年八月二五日）の前後という時期の社会的混乱が学界・出版界にも影響を及ぼした結果として、このような事態が出来したと言えるであろう。

（7）例えば、ボードリアールは「『国家論』の長い二章（*De la République*, V, v *et* vi）の実質全体はグロティウスの『戦争と平和の法』に継受されている」とする。Baudrillart, *op.cit.*, p.461.

（8）A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations*, revised ed. (New York, 1958), p.77.

（9）K-H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte*, 2. Aufl. (München, 2007), S.133.

（10）C. G. Roelofsen, "De Periode 1450–1713", in A. C. G. M. Eyffinger (red.) *Compendium Volkenrechtsgeschiedenis*, 2e druk (Deventer, 1991), pp.45–46.

（11）例えば、主権が意味する「対外関係における国家の独立」と「対内的関係における国家暴力（Staatsgewalt）の排他性」に触れられている。W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S.198 und 201.

（12）「宗教上の干渉」という表題の節において、干渉問題を主権の観点から論じた者としてボダンが扱われ（Ebenda, S.211–214）、海洋領有に関して、バルドゥスが距岸六〇マイルまで支配権（Herrschaftsrechte）が及ぶとした説に一六世紀においてもボダンが従ったことが紹介される（Ebenda, S.382.）などしている。これらの他にも、今後敵対行為を行わないという誓約の下に解放された捕虜に関して、当該誓約が拘束力を有するか否かについての議論の中でボダンが引用され（Ebenda, S.252.）、また、ボダンが人工的な国境よりも自然国境を支持し、それによって国境が極めて安定するとしている旨が紹介（Ebenda, S.375. 但し、このボダンの主張は別の著作（*Methodus*（後註（21）), p.80 におけるものである。）されている。更に、中立に関して、ボダンが、中立の効用（「建設的、平和探求的で、諸国民の共同体の福祉に役立つという効果」）を認め（Grewe, a.a.O., S.257, Anm.57.）、「同盟の安全」に関する章で中立の得失を論じていること（Ebenda, S.434.）も挙げられている。

（13）フォカレッリの概説書では、諸々の主権理論（teorie della sovranità）の完成者という観点から（ホッブズと共に）ボダンが扱われており、彼による「主権」の定義におけるその「永続性」及び「絶対性」についての説明が比較的詳細に展開されている。（C. Focarelli, *Lezioni di storia del diritto internazionale* (Perugia, 2002), pp.41–42.）トゥルヨル＝イ＝セラは、グロティウスが提示した諸理論との関連の中で「中立」を説明し、そこで中立の観念を論じた

者としてマキャベッリ等と共にボダンを挙げている。(A. Truyol y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995), pp.60-61.)

尚、以上に挙げられた第二次大戦後の国際法史概説書の他、一九世紀末に上梓されたウォーカーの著作においては、ボダンの主権及び国家に関する理論が比較的詳細に紹介され「[『国家論』の]第一篇のみで国際法(Law of Nations)文献の貢献者の中で高い地位を彼が主張することの充分な根拠となるであろう」(Th. A. Walker, *A History of the Law of Nations*, vol.1 (Cambridge, 1899), pp.235-244.(引用は同書二四三頁。また、[ ]内は筆者(明石)による。以下、本文及び註において同様とする。))としている。しかし、それのみならず、沿岸の君主による海洋領有に関してボダンがバルドゥスに従って「距岸六〇マイル」に主権が及ぶことを主張したことも触れられている。(*Ibid*., p.163 (n.1).)

(14) 一九世紀中葉のホィートンの著作においては、モンテスキューに影響を与えた人物の一人としてボダンが挙げられている箇所が唯一のボダンへの言及箇所であり、ボダンの理論と国際法理論との関係については実質的に何も述べられていない。(H. Wheaton, *History of the Law of Nations in Europe and America: From the Earliest Times to the Treaty of Washington, 1842* (New York, 1845), p.190.)

(15) 次の国際法史概説書にはボダンに直接的に触れる記述が全く存在しない。D. Gaurier, *Histoire du droit international* (Rennes, 2005).

(16) この点については、後註(151)及び(157)も見よ。

(17) この点は、(本稿第二章第一節㈠でも登場する)主権者を「神を除いて、自らよりも偉大な者を認めない者」とする記述(*De la République*, I, viii, 124.)を、「対外主権」の表明であるとするような解釈(そのような解釈を示す一例として、次の文献を見よ。M. Landmann, *Der Souveränetätsbegriff bei den Französischen Theoretikern, von Jean Bodin bis auf Jean Jacques Rousseau: Ein Beitrag zur Entwickelungsgeschichte der Souveränetätsbegriffes* (Leipzig, 1896), S.42.)を回避するために有効である。このような解釈は「主権者」と「主権」を混同すると同時に、主権者が一元的な「領域国家」を領有しているかのように誤解していることに発しているものと思われる。

(18) クレフェンスの言葉を借りるならば、仏羅両版間には「僅かではない相異がある」(differ not inconsiderably)

のである。E. N. van Kleffens, “Sovereignty in International Law: Five Lectures”, *Recueil des Cours de l'Academie de Droit International de La Haye* (1953-I), p.54.

(19) 本稿執筆に際して使用されている『国家論』ラテン語版については、前註(2)を見よ。

(20) 尚、『国家論』の仏羅両版間の相異を厳格に検討し、仏語版公刊後からラテン語版執筆に至る間のボダンの思想的・理論的変遷を追うことも一つの研究方法であり得る。

(21) I. Bodinus, *Methodus ad faciem historiarum cognitionem* (1566)（以下、註においては、“*Methodus*”とする。）. 本稿執筆に際しては、同書の一六五〇年（アムステルダム）版のリプリント版（Scientia Verlag, Aalen, 1967）を使用した。また、同書の一五八三年版の英訳版（J. Bodin (B. Reynolds (trans)), *Method of the Easy Comprehension of History* (New York, 1945)（以下註においては“*Method*”とする。））がある。

(22) J. Bodinus, *Juris universi distributio* (Coloniae Agrippinae, 1580)（以下、註においては、“*Distributio*”とする。）. 同書は次の文献に収録されている。*Œuvres philosophiques de Jean Bodin*, texte établi, traduit et publié par P. Mesnard (Presses universitaires de France, Paris, 1951) (Corpus général des philosophes français. Auteurs modernes, t.V, 3), pp.71-80. 尚、同書初版の公刊時期については、一五七六年、一五七八年、一五八〇年、一五八一年とする各説がある。*Œuvres philosophiques de Jean Bodin* の編者兼校訂者（Pierre Mesnard）は、一五七八年版と一五八〇年版を照合の上で、後者を採録している。この点に関して、フランクリンは「[同書の] 一五七八年より前の版を我々は有していない」とやや慎重な表現を用いている。J. H. Franklin, *Jean Bodin and the Sixteenth-century Revolution in the Methodology of Law and History* (New York, 1963)（以下、註においては、“Franklin, *Jean Bodin*”とする。）, p.63. 更に、同書の執筆時期について、後註(175)を見よ。

(23) “*[q]uemadmodum flores hitoriarum legere, ac suavissimos decerpere fructus oporteret, hac methodo*”, *Methodus, Praefatio*, p.vii.（尚、この引用部分は「序文」（*Praefatio*）の冒頭に登場する。）

(24) Baudrillart, *op.cit.*, p.152.

(25) また、『方法』とボダンの法観念との関係も重要である。ボダンは、同書の「序文」において「歴史の中に普遍的法の最良部分が隠されている」との主張を展開しており、歴史研究と（普遍的）法に関する研究を結び付けている。

この点については、後註(150)を見よ。

(26) “République est un droit gouvernement de plusieurs mesnages, et de ce qui eux est commun, avec puissance souveraine.” *De la République*, I, i, 1. 同様の定義は次の箇所で再度言及されている。*Ibid.*, I, viii, 122. 但し、そこでは“mesnages”ではなく“familles”が使用されている。

(27) “*Respublica est familiarum rerumque inter ipsas communium summa potestate ac ratione moderata multitudo.*” *De republica*, I, i, 1.

(28) この相異は、国家について、その統治の手段としての側面に注目するのか、それともその共同体としての性質に注目するのかという相異に由来する、“*status*”や“stato”という国家観と“*res publica*”という国家観の相異にも通ずるものがある。

(29) “*Respublica nihil aliud sit, quam familiarum aut collegiorum sub unum et idem imperium subjecta multitudo.*” *Methodus*, p.160.

(30) また、次節で紹介されるように、『国家論』仏語版ではラテン人が「主権」を“*maiestas*”と称したことに言及されている。後註(51)を見よ。

(31) 因みに、英語版では次のようにされている。“A Commonweale is a lawfull government of many families, and of that which unto them in common belongeth, with a puissant soveraigntie.” *Commonweale*, I, i, 1.

(32) *De la République*, I, vi, 100.

(33) *Ibid.*, I, viii, 141.

(34) *Ibid.*, I, viii, 137.

(35) *Methodus*, pp.263–275.

(36) “Mesnage est un droit gouvernement de plusieurs subiects, sous l'obeissance d'un chef de famille, et de ce qui leur est propre.” *De la République*, I, ii, 10. 尚、ラテン語版では次のように、臣民が「一つの且つ同一の家長の支配権の下に」あることが強調されている。“*Familia est plurium sub unius ac eiusdem patrisfamilias imperium subditorum, earumque rerum, quae ipsius propriae sunt, recta moderatio.*” *De republica*, I, ii, 8.

(37) "... la famille, qui est la vraye source et origine de toute République..." *De la République*, I, ii, 10.

(38) 同様の言及は『国家論』第一篇第六章冒頭（*Ibid.*, I, vi, 68.）や第四篇第一章冒頭（*Ibid.*, IV, i, 503.）にも登場する。

(39) *E.g., De republica*, I, ii, 8. (... *familia, quae ipsa seminarium est ac veluti rudimentum rerum omnium publicarum* ...)

(40) *De la République*, I, i, 1 *et* I, viii, 122. 前註(26)を見よ。尚、"maison"が使用される場合もある。特に、後註(45)に示された箇所では「家の正しき統治」(le droit gouvernement de la maison) とされていることから、"mesnage" と"famille"に加えて、"maison"も互換的に使用されていることが理解される。

(41) *Methodus*, p.220. 但し、『方法』においては、人間の結合が「全人類まで」(*quoad omne genus humanum*) 拡大されている。この点については、後述（第三章第二節(二)）する。

(42) *De la République*, I, ii, 16.

(43) ボダンが「家」を重視したことを、彼が国家を「国民国家」的に構想していると解する者もある。(Voy., Legohérel, *op.cit.*, p.42.) しかし、仮にそのような解釈が妥当なものであったとしても、（本論でも触れられているように）個々の国民を構成単位とするような「国民国家」ではない点には、注意が払われなければならない。

(44) *De la République*, I, vi, 68.

(45) *Ibid.*, I, ii, 11.「家は国家の似姿」とする表現は次の箇所にも登場する。*Ibid.*, VI, iv, 948.

(46) 「家」と「国家」を対応させるような「相同性をもとに諸々の存在を次々と対応させていくというやり方は、ボダンのみならず、一六世紀の著述家においてはいわば定型化したものであった」という。川出良枝「ボダン」藤原保信・飯島昇藏（編）『西洋政治思想史Ⅰ』（新評論、一九九五年）一五九頁。

(47) *De la République*, IV, i, 503-542.

(48) この点に関して、「[『国家論』第六篇第一章において] ボダンは国家の消滅、一乃至複数の国家の誕生、国家の政治体制の変更を区別しており、国家理論は既に単なる主権的君主に関する理論ではなくなっている」との指摘がある。Basdesvant, *op.cit.*, p.153, n.1.

(49) 前註(24)を見よ。

(50) “La souveraineté est la puissance absoluë et perpetuelle d'une République.” *De la République*, I, viii, 122.

(51) 仏語版における「主権」の説明において、「それ［主権］をラテン人は“*maiestas*”と呼ぶ」（*Ibid.*）とされていることから、以下ラテン語の“*maiestas*”を「主権」とする。但し、『方法』においては、「主権」に該当する言葉は“*imperium summum*”であり、「それ［主権］をラテン人は“*summam rerum*”、そして“*summum imperium*”と呼ぶ」（*Methodus*, p.175.）とされている。

(52) “*Maiestas est summa in cives ac subditos legibusque soluta potestas.*” *De republica*, I, viii, 78.

(53) 尚、『方法』における「主権」の定義に関する記述は不明確である。ボダンは「主権（*imperium summum*）の定義へと至ろう」（*Methodus*, p.175.）と宣言しながら、『国家論』におけるような明確な定義を与えていないように思われる。そして、彼は「国家の至高性が五つの部分の中に含まれると私は理解する」（[V]*ideo summam Reipublicae in quinque partibus versari.*）と述べた上で、第一に（そして主要なものとして）最重要な行政官等（*summi magistratus*）の選任とそれらの者の職務の決定、第二に法律の宣言と廃棄、第三に戦争の宣言と終結、第四に全ての行政官の最終的な監督（*procuratio*）、第五に法律が減刑や恩赦を認めていない場合の「生死の権能」（*potestas vitae et necis*）を挙げている。（*Methodus*, p.176.）また、より重大で、主権に関わる権能は通常君主に与えられる旨も論じられている。（*Ibid.*, p.180.）

(54) *Commonweal*, p.84.

(55) 尚、引用文中の「主権」に該当する部分は（本文中にも示されている通り）“Maiestie or Soveraigntie”である。“Maiestie”は「王権」とも訳出可能であるものの、むしろラテン語版の“*maiestas*”が意識されたものと推定されるため、両語ともに「主権」と解した上での訳文とした。

(56) *De la République*, I, viii, 122. 主権の永遠性については、次の箇所でも再論されている。*De la République*, I, viii, 124–125.

(57) 清末は次のように指摘している。「ボダンの『国家論』を社会契約論以後の目で理解しようとするから混乱し、矛盾を言い立てたり、意味不明のことを言うことになるのである。ボダンは主権を根拠づける別のものをもっていた

のであり、それは神授説であり、『国家論』は宇宙論の枠内で論じられているのである。」清末尊大『ジャン・ボダンと危機の時代のフランス』（木鐸社、一九九〇年）一七四―一七五頁。

(58) *De la République*, I, viii, 131.

(59) *Ibid.*, I, x, 214.

(60) 尚、主権の本質を論ずる場合には、その「不可分性」についても考察する必要があるように思われる。特に、（後註(87)・(88)に示されているような）ボダンが直面していたフランスの政治状況においては、国家統合の観点から、この性質は重要な論点となるであろう。（実際に、次の文献では主権の不可分性が強調されている。Goyard-Fabre, *op.cit.*, pp.135-136.）ところが、ボダンによる主権の定義においてこの性質は明示されていないのである。

(61) *De la République*, I, viii, 128.

(62) 本稿の「序論」においても触れられたように、ボダンは「法」（*jus*: droit）と「法律」（*lex*: loi）を区別している。この点については、第三章第一節㈠で論じられる。

(63) *De la République*, I, viii, 152.

(64) *Ibid.*, I, viii, 151.

(65) *Ibid.*, I, x, 211-212.

(66) このような記述が、ボダンが神授説に立つことや国家の秩序を宇宙の秩序に見立てているとする解釈を可能にするのである。前註(57)及び後註(208)を見よ。

(67) *De la République*, I, x, 212.

(68) *Ibid.*, I, x, 221-224.

(69) *Ibid.*, I, x, 224-228.

(70) *Ibid.*, I, x, 228-231.

(71) *Ibid.*, I, x, 231-236.

(72) *Ibid.*, I, x, 236-242.

(73) *Ibid.*, I, x, 242.

(74) *Ibid.*, I, x, 242-244.
(75) *Ibid.*, I, x, 244.
(76) *Ibid.*, I, x, 244-248.
(77) 更に、「私略許可権」乃至「復仇権」(le droit de marque, ou de represailles) について「主権的君主が私的に有するもの」であり、「かつては主権的君主に固有のものではなかった」し、またフランス王国では議会により許与されたこともあるが、「一三八五年に国王シャルル八世がこの権利を厳命 (edict expres) により自らに留保した」とされる。(*Ibid.*, I, x, 248.) そして、その他様々な「国王特権」(le droit des regales) についても論じられている。(*Ibid.*, I, x, 248-251.)
(78) 例えば、貨幣鋳造権は、「貨幣鋳造についての法律を制定し得る者」(*Ibid.*, I, x, 242) としての主権者に属するとされ、「貨幣 [鋳造] が主権に基づく権利の一つであるならば、度量衡もそうである」(*Ibid.*, I, x, 244.) とされている。
(79) 仏語版では主権の第一から第五の属性に、ラテン語版では第一から第七の属性に、そして英語版では第一から第八の属性に、各々「小見出し」が付されている。ウォーカーは、次のように述べている。「[『国家論』の] 第一篇最終章において、ボダンは主権の顕著な特徴 (the distinguishing notes of sovereignty) を確認しようとする。彼は、それらが主として五つである」とし、前述の五つの属性を列挙した上で「貨幣鋳造、課税というような他の権能は、立法の権能に当然伴うものであるが、主権者の手にさほど本質的に留保されたものではない。」(Walker, *op.cit.*, p.242.) これは仏語版に従ったものであろう。また、ルサフェールは主権の中核的権能を七つとしている。(R. Lesaffer, "The Classical Law of Nations (1500-1800)", in A. Orakhelashvili (ed.), *Research Handbook on the Theory and History of International Law* (Cheltenham/Northampton(MA), 2011), p.415.) これは、ラテン語版に従ったものと考えらえる。(佐々木は、「立法権」・「外交権」・「人事権」・「終審裁判権」・「恩赦権」・「貨幣鋳造権及び度量衡統一権」・「課税権」・「その他若干の微細な権力」を挙げている (佐々木、前掲書、一〇二―一〇三頁。) が、これもラテン語版に依拠したものであろう。) 更に、福田が「第六に貨幣の鋳造権、第七に度量衡の制定権……[中略]……そして最後第八番目の課税権」(福田、前掲書、二七四頁。) とし、田畑が「立法権・宣戦講和の権・官吏任命権・最高裁

判権・忠誠従順の要求権・恩赦権・貨幣鋳造権・課税権の八つの権利」（田畑茂二郎『国家主権と国際法』（日本評論社、一九五〇年）二〇頁。）を挙げているのは、（両者が挙げている内容には若干の相異が見られるが）主権の属性を八つとしている点から、英訳版（*Commonweale*, pp.175–177.）に依拠しているものと推測される。

(80) *"Hoc igitur primum sit ac praecipuum caput maiestatis, legem universis ac singulis civibus dare posse." De republica*, I, x, 153.

(81) 『方法』においては（前註(53)で示されているように）主権の属性として、第一に「最重要な行政官」の任命権が、そして第二に立法権が挙げられている。このことから、立法権が主権の属性の中核部分であることを意識したのは『方法』公刊後であったものと推定される。

(82) *De la République*, I, viii, 142.

(83) 例えば、「法律は主権を有する者に依存する」（*Ibid.*, I, viii, 135.）とも論じられている。

(84) *Ibid.*, I, viii, 131.

(85) 「他者の法律（loix）、権限（ressort）、命令（commandement）に義務付けられるならば、いかなる権力（puissance）を有する者であっても主権者ではない。」*Ibid.*, I, x, 214.

(86) 主権者の属性として列挙された権能の中に宗教に関する権能が含まれていないことも重要であろう。『国家論』第四篇第七章は教派問題を扱っているが、そこでは君主が何れかの教派に与することの危険性や、臣民は一般的に受容され確立された宗教について議論することは決して許されてはならない旨が論じられている。（ここには「ポリティーク」（Politiques）の一人としてのボダンの姿勢が示されているものと解される。）

(87) ボダン自身は、『国家論』の序文において、「我々の国家という船が猛烈な雷雨に激しく痛めつけられた」という比喩によって、フランスの情況を示している。（*De la République*, Préface.）

(88) 特に、ユグノー戦争に直面し動揺するフランス国内情勢に照らして「ボダンは長期にわたる国内的調和と社会的相互関係に資すると彼が信ずる構造を優先させた」（W. M. Spellman, *A Short History of Western Political Thought* (New York, 2011), p.67.）のであり、「統治の基本的な目的は自由ではなく『秩序』の確保でなければならないのであるから、国家（commonwealth）の脆弱な構造を保全するという名目で、臣民による支配者に対する抵抗に関わるい

かなる行為も全て違法化されねばならない」(Q. Skinner, *The Foundation of Modern Political Thought* (Volume II: The Age of Reformation) (Cambridge/New York *et cet.*, 1978), p.287. 尚、同書の邦訳書として、クエンティン・スキナー(門間都喜郎(訳))『近代政治思想の基礎』(春風社、二〇〇九年)がある。)ということになる。(但し、後述の「条約の有効期間」を巡る議論において見られるように、多様な政体の存在が考慮されていることから、単純に絶対王制の確立のみがボダンの意図であったとは言えないように思われる。)そのため、ボダンが構想する国家には「暴力」という要素が不可欠であるように思われるが、実際に彼は、国家の始まりに関する議論において、次のように述べている。「理性と自然の光は、実力と暴力が国家にその淵源(source)と起源(origine)を与えたということを、我々に信じさせるのである。」(*De la République*, I, vi, 69.)また、ボダンは、三つの国制(民衆政・貴族政・王政)の得失を比較・検討する際に、僭主政(tyrannie)の有害さを指摘しつつも、「アナーキー、即ち、国家の形態が存在せず、命令する者もなく、従う者もない状態」ほど悪いものはないとしている。(*Ibid.*, VI, iv, 937.)ここには、いかなる暴政であっても無政府状態よりはましであるとの判断までもが示されているのである。

(89) *De la République*, VI, iv, 961-962.

(90) *Ibid.*, VI, iv, 971.

(91) ブッデベルクは「彼[ボダン]はなによりもフランス国家の自立(Selbständigkeit)を欲した」のであって、他の諸国家との協働を不可能としてしまう「国家の『主権』を欲したのではない」としている。Buddeberg, a.a.O., S.218.

(92) 但し、『国家論』では第五篇第六章以外にも主権者の「対外的」活動に関わり得る事柄が論じられている箇所は存在する。例えば、第一篇第七章では歴史上の同盟の多数の事例についての考察が行われており、また第五篇第五章では戦争に備えることの得失が論じられている。

(93) *De la République*, V, vi, 781-834. 勿論、この事実が意味を持つのは、或る著作において或る問題の論述に割かれた紙幅が当該著作における著者の当該問題に対する関心の強弱に対応するという仮定に基づく場合にのみである。それでも、この事実には『国家論』において「国際関係」が中心的考察課題ではないことが示唆されているとは言えよう。

（94） *Ibid.*, V, vi, 785.
（95） *Ibid.*, V, vi, 793–795.
（96） *Ibid.*, V, vi, 802–803.
（97） *Ibid.*, V, vi, 794.
（98） *Ibid.*, V, vi, 784.